

旅客券契約 (米国以外の港)

重要なお知らせ:以下に定める条件は、お客様と運航者との間で締結される法的拘束力のある契約の条件であり、お客様のクルーズツアーに適用されます。本旅客券契約には、取消しに対する相当の違約金(第6条)、傷害、疾病、死亡、手荷物および個人の所有物を含む請求に対する責任の制限ならびに請求および訴訟の期限(第15条)、指定法廷地および準拠法に関する規定(第16条)、ならびに集団訴訟の放棄(第17条)が含まれます。これらの規定をすべて注意深くお読みください。

1. 定義:

- a. 「お客様」、「お客様の」、「ゲスト」および「旅客」とは、本旅客券契約に基づいて旅行するすべての方(未成年者を含みます。)、ならびに各人の相続人および個人的代理人を意味します。お客様が本旅客券契約を受諾することは、当社が別途お客様に書面で通知する可能性があるその他の条件とともに、本旅客券契約に含まれるすべての条件をお客様が確認の上で承諾し、かつ、お客様と一緒に旅行しまたはお客様に同行するすべての方との関係でも、お客様がそれらの条件を承諾することを意味します。
- b. 「当社」、「当社の」および 「運航者」とは、お客様のクルーズツアーの特定の船舶の運航会社を意味し、この用語には、所有者、用船者、支配人およびその各々の代理人、使用人、従業員および船舶自体も含まれ、さらに、以下において特に明記されている場合を除き、独立請負業者(ケータリング業者および売店業者を含みます。)も含まれます。各船舶の運航者は、下記第31条で特定されます。運航者に対するすべての請求または訴訟は、下記第16条に従い、スイス連邦においてのみ行うことができます。
- c. 「船舶」とは、運航者として当社がチャーターし、運航し、または提供する船を意味し、当社の 旅客であるお客様はこれに乗船して旅行します。
- d. 「船長」とは、船舶の船長またはその権限に基づいて行動する者を意味します。
- e. 「請求書料金」とは、クルーズツアー料金およびクルーズツアーに追加される施設やサービス (自発的負担サービスを除きます。)の料金としてお支払いただく、当社が請求書により請求する料金の合計額を意味します。
- f. 「クルーズ料金」とは、請求書料金および請求書発行後に本旅客券契約に基づいて追加される追加料金(サーチャージ)を意味します。船上および陸上でのチップはお客様のクルーズ料金に含まれません。
- g. 「正規料金」とは、クルーズ料金に運航者から購入する自発的負担サービス(追加的寄港地観光 を除きます。)を加えたものを意味します。
- h. 「自発的負担サービス」とは、お客様が自発的に負担するすべての料金および手数料(航空運賃、 旅行保険、ビザおよび前払いのチップを含むことがありますが、これらに限られません。)を意 味します。

- i. 「追加的寄港地観光」とは、当初のクルーズツアーパッケージには含まれていないものの、クルーズツアーに先立ちまたはクルーズツアー中に追加され、お客様が料金を支払う寄港地観光 (エクスカーション)を意味します。
- j. 「客室手荷物」とは、本旅客券契約の条件に従い、船舶への搭載が許可され、お客様の客室に置かれたすべての手荷物を意味します。「その他の手荷物」とは、お客様の手荷物またはその他の身の回り品で、お客様の要請により、船舶の手荷物保管室、船倉または金庫に保管され、受領証が発行されたものを意味します。
- k. 「客室」または「専用室」とは、お客様の予約確認書およびクルーズバケーションプランに記載 されている宿泊施設、または本旅客券契約の規定に従って変更された宿泊施設を意味します。
- I. 「クルーズ」または「クルーズツアー」とは、船舶によるクルーズに加え、陸上ツアーならびに 運航者を通じて購入されたすべての商品、寄港地観光(エクスカーション)およびツアーを意 味します。
- m. 「旅行適性証明書」とは、お客様および有資格者である医療アドバイザーが当社所定の書式で記入する個人的な医療問診票を意味します。当該証明書は、本旅客券契約に従って、当社に提出することおよび更新することを求められる場合があります。
- 2. サーチャージ: 当社は、いずれの場合においても適用されるすべての法令を遵守した上で、当社の燃料費、米ドルとその他の通貨との為替レート、当社の航空運賃の負担、政府機関もしくは準政府機関により当社に課される手数料および税金、またはその他の不測の事態に基づき、請求書料金に加えて追加料金(サーチャージ)を請求する権利を留保し、お客様はこれに明示的に同意するものとします。請求書料金に対するこれらの追加料金(サーチャージ)は、当社の裁量により、当社が選択する任意の金額および計算方法を用いて課される場合があります。当社は、お客様の乗船日の 30 日前までに、請求書料金に対する追加料金(サーチャージ)のリストを書面でお客様に提供することに同意し、お客様は乗船日までに当該追加料金(サーチャージ)を支払うことに明示的に同意するものとします。すべての追加料金(サーチャージ)の合計が請求書料金の 5%を超える場合、お客様は、当社が追加料金(サーチャージ)のりストを送付してから7日以内に、クルーズの取消しを選択することができ、これに基づきお客様がクルーズを取り消した場合には、当社は、お客様が予約した追加的寄港地観光を含め、お客様のクルーズに関して取消料を適用しないことに同意します。乗船日の30日前以降に予約されたクルーズには、追加料金(サーチャージ)は適用されません。
- 3. 第三者受益者:お客様と運航者は、本旅客券契約の結果として、特定の第三者受益者が権利および 責任免除を得ることに同意し、これを意図します。具体的には、本旅客券契約に定める運航者のすべ ての権利、責任の制限および免除、抗弁ならびに免責は、当該権利、責任の制限および免除、抗弁 ならびに免責を目的とする範囲でのみ、「運航者」とみなされる以下の個人および団体にも有利に適用 されるものとします。:運航者の従業員、代理人、保険会社、船舶、船舶のテンダー、船舶の所有者、 運航者、管理者、用船者および代理人、それらの子会社または関連会社およびその役員、乗組員、 操縦者、代理人または従業員、ならびに、海上で提供されるか陸上で提供されるかを問わず、また 船舶に属するか、その所有者、運航者、支配人、代理人、用船者、請負業者または譲許業者が所有 または運営するものであるかを問わず、すべての売店業者、独立請負業者、医師および医療関係者、

小売店の従業員、健康および美容スタッフ、フィットネススタッフ、寄港地観光の提供業者、ツアーオペレーター、造船業者およびすべての構成部品、進水装置、付属品、技術または施設の製造業者

- 4. **身分証明書**:お客様の氏名およびご同行者全員の氏名、船舶名、出航日、お客様の宿泊施設、本旅客券契約の発行日、お客様の請求書料金ならびにすべての予定港(乗船地および最終目的地を含みます。)は、本旅客券契約の一部として旅行代理店から発行される請求書および旅程表に明記されているとおりとなります。
- 5. **クルーズ料金:** お客様によるクルーズ料金の支払を受領した時点で、当社は、本旅客券契約に含まれるすべての条件、制約および例外に従って、お客様を乗船港から最終目的地まで運送することに同意します。お客様によって支払われたクルーズ料金は、通常の船上サービス、食事、宿泊、施設および当初より含まれている寄港地観光のすべてをカバーします。自発的負担サービス、追加的寄港地観光および追加のサービスは、当社の責任に関する本旅客券契約条件に従い、合意により追加することができます。お客様は、クルーズ開始時に船舶に到着した時点で乗船し、クルーズ終了時に船舶から離れた時点で下船するものとします。

6. 旅行代理店の利用、譲渡不可性、支払、取消料:

- a. **旅行代理店**: お客様の旅行代理店は、クルーズまたはクルーズツアーおよび関連する交通、宿泊またはアクティビティの手配において、お客様の代理人としてのみ行動し、運航者の代理人として行動するものではありません。運航者は、お客様の旅行代理店のいかなる表明または行為(お客様が常に責任を負う保証金またはその他の金銭の運航者に対する支払の不備、および運航者からお客様に対する払戻しの送金の不備が含まれますが、これらに限られません。)についても責任を負いません。お客様の旅行代理店またはその他の権限を与えられた個人(お客様を代理してクルーズシアーを予約する者を含みます。)が、本旅客券契約またはその他の情報を運航者またはその代理店から受領した場合、お客様はそれらの資料または情報を受領したものとみなされます。お客様の旅行代理店が、お客様が当該旅行代理店に支払った金銭を運航者に送金しなかった場合、お客様は引き続き、運航者に対して支払うべき金銭について責任を負います。
- b. **譲渡不可:**お客様は、旅程表、請求書および本旅客券契約を譲渡または承継することができません。また、旅程表、請求書および本旅客券契約は、それらに記載された船舶およびクルーズツアーについてのみ有効です。
- c. **支払:**支払のスケジュールは、予約の対象となった広告宣伝に基づいています。支払条件については、お客様の請求書をご参照ください。当社または当社の代理人が必要な支払を受領しない限り、いかなる予約も法的拘束力を持って成立することはなく、クルーズツアーへの参加も許可されません。当社は、すべてのクルーズツアーおよびクルーズ料金の価格設定および支払に関するすべての権利を留保します。本旅客券契約に別段の記載がある場合を除き、正規料金の一部または全部が払い戻されることはありません。
- d. **取消料:** クルーズまたはクルーズツアーの取消しは、お客様の旅行代理店により書面で受理される必要があります。その場合、本旅客券契約第 11 条に別段の定めがある場合または適用法令に別段の定めがある場合を除き、本条に記載の取消料が適用されます。お客様は、お客様の取消しにより運航者が代替のクルーズまたはクルーズツアーを販売することが困難になること、

およびそれゆえに、本条に記載の取消料が、お客様のクルーズまたはクルーズツアーが再販売されるか否かにかかわらず適用されることを確認します。お客様は、取消しが行われた場合に運航者が被る損失は定量化することが非常に困難または不可能なものであり、当該取消料が予定損害賠償額として公正かつ合理的であることに同意するものとします。

クルーズツアーに適用される取消料表 (2025年11月29日以降の出発コースに適用)

書面通知の受領日から	旅客1名当たりの
出発日までの日数	取消料
30日前まで	無料
29 日以下	正規料金の 100%

追加的寄港地観光の少なくとも 48 時間前までに取消しのご連絡をいただければ、ほとんどの追加 的寄港地観光は全額払い戻します。

- 7. **最低年齢:**当社は、船舶において18歳未満のお客様を対象とした施設またはサービスをご用意しておりません。限定的な例外の詳細について、ご希望される場合には旅行代理店から説明いたしますが、そのような限定的な例外の場合を除き、すべてのクルーズツアーについては、クルーズツアーの乗船予定日前に18歳に達している必要があります。未成年者(18 歳未満の者をいう。)の旅行が許可されているクルーズツアーでは、未成年者は18歳以上の法定代理人または法定代理人から承諾を得た成人の同伴が必要であり、その同伴者は、未成年者の同伴に十分な承認と権限があることを証明する、該当するすべての国境およびその他の当局の要求を満たす書類を携行する義務があります。
- 8. 乗船前および乗船の要件:乗船前の手続を開始する際、お客様は、本旅客券契約、ならびに関連する旅程に必要な場合には、下船後 6 ヶ月間有効なパスポート、ID カードその他の同等の身分証明書、必要な宣誓供述書、ビザ(査証)、訪問先の要件を満たす予防接種または予防接種カード、旅程で必要とされ法律で認められている旅行保険の証明書、ならびに予定寄港地および最終目的地に必要なその他のすべての書類を所持するものとします。当社は、お客様または他の方が、適用法令で義務付けられている前記書類のすべてを保持しなかったことにより発生した損失または遅延について、一切責任を負わないものとします。当社は、いかなる状況においても、お客様が当該書類を当社に提出したか否かにかかわらず、当該法令に関するいかなる情報または助言に対しても責任を負わず、また、当該書類の不備もしくは不正、またはお客様による当該法令の不遵守の結果に対しても責任を負いません。お客様は、乗船前手続の開始予定時刻の少なくとも4時間前までに、乗船前手続のために指定された場所に集合する必要があります。この時刻は、乗船前手続において各旅客を処理する必要があることから、同じクルーズに参加する他の旅客と異なる場合があります。
- 9. 禁止品目・違法薬物・マリファナ・捜索および押収の権利:お客様は、銃器、武器、爆発物、リチウム電池(本旅客券契約第 12 条(c)で明示的に許可されている場合を除きます。)、規制もしくは禁止されている物質もしくは違法薬物、大麻、医療用大麻もしくは CBD オイル、引火性もしくは危険性

のある物品、または現地、州もしくは国の法律で禁止されている禁制品を船内に持ち込むことがで きません。医療用大麻および CBD オイルを含む大麻の所持または使用、ならびにあらゆる違法薬物 の所持または使用は、大麻の使用または所持を許可する可能性のある現地法、州法その他の法律に かかわらず、訪問する多くの管轄区域において厳しく禁止されており、また、ターミナル内、寄港地観 光中またはクルーズツアーのその他のすべての部分に加えて、すべての船舶上においても常に厳しく禁 止されています。いずれかの管轄区域の法令に違反した旅客は、法執行機関または税関当局への通報、 逮捕および起訴の対象となります。危険物、何らかの形態の大麻または何らかの違法薬物もしくは 規制薬物を船舶内に持ち込んだお客様は、即時下船または乗船拒否の対象となります。これらのい かなる状況下においても、お客様は、払戻し、損失、損害、不都合または補償を一切請求できない ものとします。セキュリティならびに他の旅客および船舶乗組員の安全と安心のため、お客様は、お 客様、お客様の客室、専用室または手荷物その他の所有物について、いつでも合理的な捜索が行わ れること、および、危険な、規制された、または禁止されたいかなる物質または物体(違法薬物お よび何らかの形態の大麻、ならびに船舶もしくは乗船中の者の安全を毀損し、他の旅客に不都合を 与え、もしくは非処方麻薬、規制物質その他の何らかの性質の違法商品の保有もしくは運搬に関す る適用当局の法令に違反する可能性があると当社が判断する物質もしくは物体を含みます。)について も、いかなる種類の補償もなしに、撤去、没収、破壊または当局への提出が行われることに同意す るものとします。

10. 法令・規制・船舶命令の遵守、補償:お客様は常に、すべての入国管理、港湾、保健、税関および警察当局の要件ならびに訪問先の各現地、州または国のその他すべての法令を遵守しなければなりません。お客様は、運航者または船舶職員の命令に常に従わなければなりません。お客様がこれらの要件のいずれかに違反した場合、いかなる種類の損失、発生費用、損害または補償についても当社が責任を負うことなく、お客様は下船させられる可能性があります。お客様は、お客様または本旅客券契約に記載されたもしくは本旅客券契約に基づいて旅行するすべての旅客による行為または法令違反により、当社または船舶に発生しまたは課されるあらゆる性質の罰則、罰金、料金、損失または損害について、当社に補償することに同意します。

11. 公衆衛生、リスクの認識と受容:

旅行の適否を医師に相談するとともに、渡航先の公衆衛生に関する行政を管轄する当局、世界保健機関(「WHO」)またはその他の関連政府機関のウェブサイトをご覧になり、最新の情報を入手されることをお勧めします。お客様は、船舶上、ターミナル内および乗船エリア内において、または陸上での活動中および/もしくは船舶への往復中において、お客様または他のゲストが感染症(COVID-19、インフルエンザ、風邪およびノロウイルスを含みますが、これらに限られません。)にさらされる可能性があることを認識し、理解し、かつ承諾するものとします。また、お客様は、これらの感染症その他にさらされるリスクは、人々が交流しまたは施設を共有するほとんどの活動に内在するものであり、当社の管理の及ばないものであり、いかなる状況においても排除できないことを理解し、承諾するものとします。お客様は、本旅客券契約の一部として、かかる暴露から生じる重病または死亡のリスク、あるいは関連するあらゆる性質のあらゆる損害、損失、費用および経費を含め、これらのリスクを意図的かつ自発的に受け入れます。

当社は、伝染病もしくは感染症(COVID-19を含みますが、これに限られません。)に罹患している

可能性のある方、または当社の単独の見解上旅行に適さず、船長もしくは医者の見解上その方もしくはその他の方の快適性、安全性もしくは健康を害する可能性があり、もしくは船長の見解上入国管理局もしくはその他の政府当局により目的地での上陸を拒否される可能性がある方について、予約を拒否し、乗船を拒否し、下船させ、客室に閉じ込め、隔離し、またはクルーズツアーもしくは追加的寄港地観光から除外する権利を留保します。お客様は、かかる決定が最終的かつ拘束力を有することに同意するものとします。

12. 旅客の保証および適合性、妊娠、利用・アクセスに関する制限、健康および特別なニーズ:

- a. 保証および適合性:お客様は以下の事項を保証するものとします。:お客様およびお客様の一行で旅行する他のすべての旅客が、身体的、精神的およびその他の面でクルーズまたはクルーズツアーを実施するのに適していること;お客様およびそれらの旅客が、必要なすべての予防接種を受けていること;お客様およびそれらの旅客が、常に船舶の規則および規制ならびに船舶の船長、職員および医療関係者の命令および指示を遵守すること、お客様および旅客が船舶の規則および規定、ならびに該当する場合には船舶の船長、役員および他の旅客の命令および指示を遵守すること;お客様の行為が、船舶の安全を損なったり、他の旅客を危険にさらしたり、迷惑をかけたりしないこと。当社は、お客様のクルーズツアー中に、予防接種または専門的な健康・精神的ケアを提供することを要求されず、そのような手配はすべてお客様の責任となります。当社は、妊娠24週目を過ぎた女性の方の旅行を受け入れかねます。重大な健康問題をお持ちの旅客は、適用法令で認められる場合、旅行適性証明書の提出を要求されることがあります。
- b. 特別なニーズ:お客様には、予約の前に利用・アクセスに関する要望を当社に知らせることを強く推奨します。合理的な受入体制を準備することが可能かを当社が判断できるようにするためです。お客様と主治医が確認の上で署名して当社に返送するための、適切な利用・アクセスに関するフォームをご請求ください。旅客は、クルーズまたはクルーズツアーの予約時または予約前に、クルーズまたはクルーズツアー中に専門家の注意を必要とする可能性のある身体的、精神的または感情的状態(幅 22 インチ以下の車椅子その他の移動器具の使用が必要な場合を含みます。)について、書面にて当社までお知らせください。ご旅行前に書面にて特定の物品をリクエストされ、かつ当社がそのリクエストに対応できる場合を除き、旅客は、健康状態または移動上の障害に関連するすべての必要物品を持参し、これについて単独で責任を負わなければなりません。クルーズまたはクルーズツアーの予約後に、移動、医学的、身体的、感情的または精神的状態が生じた場合は、直ちに書面にて当社にお知らせください。運航者は、特別なアクセスの必要性に合理的に対応するよう努めますが、すべての場合に対応できることを保証することはできません。安全上の理由から要請され、かつ適用法令で認められる場合、お客様は医師による旅行適性証明書を提出しなければなりません。
- c. 一般的な利用・アクセスに関する制限:寄港地によっては、特定の旅客が上陸できないような物理的条件がある場合があります。さらに、中国、メコン川、エジプトおよび特に記載のないその他の寄港地でのクルーズツアーでは、船内、港、寄港地観光(エクスカーション)および陸上において、当社の管理の及ばない特定の追加の条件、制限および制約が存在します。車椅子、歩行器またはスクーターが使用できない、長時間立っている必要がある、段差があるなど、これらの地域およびその他の地域での船舶および空港へのアクセスはツアーに内在するものであり、特定の病状または身体的制限のあるお客様には適切でない場合があります。ボート、船

および客室の大きさの制限により、車椅子、歩行器またはスクーターをご利用の旅行者には適切でないクルーズツアーもあります。特定の地域の空港には通常、スロープやエレベーターがありません。寄港地観光(エクスカーション)では、起伏のある地形や階段のある古代遺跡を訪れ、起伏のある路面を長時間歩きます。当社の船内職員は、個人的な作業、食事、着替えもしくは排泄の支援または移動に不安のある方への広範な支援を行うことを要求されていないため、歩行器、松葉杖その他の移動補助具をご利用のお客様または旅行中に身体的な支援が必要となる可能性のあるお客様は、ご予約の際にこれらの必要性を考慮する必要があります。地域によっては、160Whを超えるバッテリー(ほとんどのスクーターのバッテリーはこれに当たります。)を航空機内に持ち込むことが当局により禁止されているため、電動スクーターは通常、航空機内に持ち込むことができません。また、リチウムバッテリーは預入荷物に入れることができず、機内持込手荷物として運ばなければなりません。すべてのバッテリーは外側に容量が明記されていなければならず、これを満たさない場合には機内に持ち込むことができません。mAh 単位での表記しかないバッテリーの容量を計算するには、mAh の数字を1,000 で割り、3.7 をかけます。例えば、10,400 mAh/ 1000 = 10.4 mAh × 3.7 v = 28.48Wh(制限値の 160Wh 以下)となります。

大型船および大型バスを含むほとんどの輸送サービスには、エレベーターまたは車椅子用スロープが装備されていません。運航者、航空会社、ホテル、レストランその他の独立したサプライヤーによるサービスの拒否について、運航者は一切責任を負いません。運航者は、食事、大型船、大型バスその他の乗り物への乗降、またはその他の個人的なニーズに対する個別のまたは広範な支援を提供することはできません。お客様は、運航者または第三者業者によって課された利用および禁止事項について、全責任を負うものとします。電動スクーターは通常、国際ツアーには適していません。

d. 船舶へのアクセス/医療ケアへのアクセス:海外のさまざまな港においてリバークルーズ舟またはオーシャンクルーズ船に乗船し、またはこれらから下船する際は、歩行器または車椅子なしで階段およびスロープを上り下りできることが必要です。通常、臨時通路またはスロープは、それらの器具を使用するのに十分な幅を有していないためです。すべての船にエレベーターが設置されているわけではなく、また、デッキが分かれている船や敷居が高い船もあります。ご注意:当社の乗組員には、お客様を持ち上げること、または移動に支障のあるお客様に広範な支援を提供し、もしくはそのようなお客様を支援することに安全上の懸念がある場合に支援を提供することは要求されていません。医療上、身体上その他特別な支援が必要な旅客は、Viking 社の担当者または旅行代理店のアドバイスに従って、ご予定の船内レイアウトをご確認の上、ご自身のニーズをご検討ください。

船旅には、クルーズ旅行特有のリスクが内在的に伴います。病気を患っている方および精神的または身体的な障害をお持ちの方にとって、そのリスクはより重大なものとなる可能性があります。旅客は、船舶内および寄港地の一部エリアへのアクセスが制限されまたは不可能な場合があること、緊急時または荒波の場合には支援が制限されまたは不可能な場合があること、ならびに世界の特定の地域では医療サービスをすぐに受けられない場合があることを了承するものとします。

13. 運航者の権利および裁量:船長は、いずれの方かの安全、安心、快適性もしくは福利のため、また

は船舶の損害もしくは損失を防ぐために、必要とみなされるいかなる行為をも行う権限を有します。 いかなる性質の状況であれ、運航者がそのような措置を取る必要があると誠実に判断した場合また は船舶が予定された旅程を維持することができない場合、運航者は、予告なしにいつでも、クルー ズの中止、出航もしくは到着の日付もしくは時間の変更もしくは延期、お客様の乗船地もしくは下 船地の変更、当初割り当てられた客室とは異なる客室の提供、船内もしくは船外のアクティビティ の変更もしくは省略、クルーズの短縮もしくは延長、寄港地の変更、追加もしくは省略、船舶の代 替もしくは代替輸送の提供、または人命もしくは財産を保護するための援助の提供を行うことがで きます。船舶は、乗船前または乗船後いつでも、かつ海上の必要性の有無にかかわらず、航海のいか なる段階においても、港に留まり、いかなる航路によっても進み、または広告された航路もしくは 予定された航路を逸脱しもしくは変更することができ、また、燃料、貯蔵品、労働者、密航者、旅 客もしくは船舶の人員を本航行、前航行もしくは後航行のために積み込みもしくは積み下ろす目的 のため、または運航者である当社もしくは船長が望ましいと考えるいかなる目的のためにも、通常 の航路に反して、通常の航路から外れて、もしくは通常の航路を越えて、1 回もしくは複数回、いか なる順序でも、いかなる場所にも進み滞在することができます。かかる手続は、適用法令に別段の定 めがない限り、逸脱ではなく、本旅客券契約に明記されているのと同様に、本旅客券契約で意図さ れた航海の範囲内であるとみなされます。上記の規定は、本旅客券契約のいかなる文言によっても 制限されるものとはみなされません。船舶は、航海の開始前または開始後に、羅針盤を調整し、乾 ドックまたは航路を進むことができるとともに、操縦士なしで航行し、曳航しもしくは曳航され、か つあらゆる状況において大型船を支援することができます。戦争、敵対行為、封鎖、氷、労働争議、 天候、波浪、浅瀬もしくは高波、反乱、船上もしくは陸上での騒乱、伝染病(COVID-19、インフル エンザおよびノロウイルスを含みますが、これらに限られません。)の流行もしくは大流行、伝染病 の流行もしくは大流行に関する政府の制止もしくは宣言、いずれかの政府当局のその他の制止、健 康上の緊急事態、天災地変、船舶の故障、混雑、停泊の困難、もしくはその他の何らかの原因によ り、または、運航者としての当社もしくは船舶の船長が、運航者の支配が及ばない何らかの理由によ って、いずれかの港に向かうこと、入港しようとすること、もしくは港に入港しもしくは留まること が、船舶もしくは人を損失もしくは損害の危険にさらす可能性があり、もしくは船舶を遅延させる 可能性があると判断した場合、当社は、予定されたクルーズツアーから外れ、または港および目的 地の一部もしくは全部に対して代替輸送を提供することができます。この場合、お客様およびお客様 の手荷物は、船舶が寄港するいずれかの港または場所に陸揚げされる可能性があります。また、この 場合、当社の責任は消滅し、本旅客券契約は完全に履行されたものとみなされ、または、お客様がま だ乗船していなかった場合、当社は予定されたクルーズツアーを中止することができます。

当社がこれらの行為のいずれかを行う必要がある場合、当社は、以下のとおりお客様に対して責任を負うものとし、適用法令により別途要求される場合を除き、その他にはいかなる種類の返金、支払または補償の責任も負わないものとします。

当社がクルーズツアーを開始前に取り消した場合、当社は実際に受領したクルーズ料金を払い戻し、 または他の代替となるクルーズツアーを提供します。

予定された出航日または出航時間が遅延し、その遅延の結果、お客様が船舶に滞在できない場合、 当社は、遅延の期間中、お客様に追加費用を負担させることなく、陸上での宿泊施設および食事を 手配することができます。

乗船または下船の予定港が変更になった場合、当社は、当初予定されていた港から変更後の港までの送迎を手配します。

政府機関が、予定旅程に含まれる特定の国または地域への旅行状況に関する情報を発表した場合、 当社は、予定通りクルーズツアーを催行し、または旅程を変更する権利を留保します。また、当社 はそれに代えて、クルーズツアーを中止し、当社に支払われたクルーズ料金を払い戻す権利を留保 します。

クルーズツアーが短縮または中止された場合、当社は、当社の選択により、比例按分によるクルーズ料金の払戻しを行い、または、お客様を他の船まで運送し、もしくは他の方法によりお客様を下船港まで運送します。

予定されていたクルーズツアーの期間が延長された場合、お客様は追加のクルーズ料金を負担する 責任を負わず、当社は間接損害を含め、いかなる方法においてもお客様に支払または補償を行う責 任を負いません。上記のいずれの場合においても、当社の責任は、予約および当社による発券どお りの出発地点に、お客様を戻した時点で終了します。

当社がお客様の客室をより安価な客室に変更した場合、当社は、本旅客券契約に別段の記載がある場合を除き、お客様が支払った客室と変更後の客室の差額をお客様に払い戻します。

14. 医療およびその他の個人的サービス: 医療の利用は制限されたり遅れたりする可能性があり、また、船舶が運航するすべての場所において緊急医療搬送を実施できるわけではありません。クルーズツアーに関連するすべての保健、医療その他の個人的サービスは、お客様の便宜と利益のためだけに提供されるものであり、お客様はそのようなサービスの料金を請求されます。また、お客様は、薬、医療処置その他の個人的サービスを、お客様のみのリスクと費用負担において受け入れて使用するものであり、運航者はそれらについて責任を負いません。適用法令により義務付けられている場合を除き、お客様は、運航者がお客様のために負担したすべての医療費または避難費用を、運航者に補償することに同意するものとします。運航者は医療提供者ではないため、医師、看護師その他の医療担当者またはサービス担当者はお客様のために直接働くものであり、運航者の管理または監督の下で行動するものとはみなされません。当社は、そのような医療従事者の医学的専門知識を監督する義務を負わず、医師または看護師がお客様に提供しまたは提供しない可能性がある検査、助言、診断、投薬、治療、予後診断その他の専門的サービスの結果について責任を負いません。同様に、すべてのスパ従業員、インストラクター、ゲスト講師、芸人その他のサービス要員(これらに限られません。)は、ゲストのために直接働く独立請負業者とみなされます。

15. 運航者の責任、期限:

a. すべてのクルーズにおける責任の制限:責任は当社の過失に基づくものに限定されます。天災地変、戦争または戦争的活動、内乱、労働争議、当局による妨害、伝染病(COVID-19、インフルエンザおよびノロウイルスを含みますが、これらに限られません。)の流行または大流行、流行または大流行に関する政府の抑制または宣言、政府当局のその他の抑制、健康上の緊急事態、海の危険、船舶の揺れ、当社の管理が及ばない原因、火災、盗難その他の犯罪、船舶の航行もしくは管理における誤り、または船体、機械、付属品、設備、備品もしくは消耗品の欠陥もしく

は航行不能、操縦士、曳船、代理店もしくは船医のような独立請負業者の過失もしくは怠慢、お客様もしくは当社の使用人以外の乗船者もしくはその他性質の如何を問わない原因によって引き起こされた死亡、負傷、疾病、損害、遅延、損失または不利益に対して、当社は責任を負わないものとします。ただし、かかる死亡、傷害、疾病、損害、遅延または損失が、運航の過程で行われた当社の作為または不作為に起因するものであり、かつ当社の過失もしくは怠慢、または職務の範囲内で行動する当社の使用人もしくは代理人の過失もしくは怠慢に起因するものであることが証明された場合に限ってはこの限りではなく、その場合、当社の責任は、以下に記載する適用法令に規定される限度を超えないものとします。

当社は、いかなる場合においても、本旅客券契約に規定された船舶もしくはこれに代わる船舶へのお客様の乗船前または同船舶からのお客様の下船後に発生した事象に関して、お客様に対して責任を負わないものとします。ただし、船舶およびそのテンダーを含む当社が提供する輸送手段によって行われる水上輸送の場合を除きます。また、手荷物に関しては、陸上施設において当社が保管する場合を除きます。

- b. 間接損害または懲罰的損害に関する賠償責任の不存在、精神的苦痛:お客様は、支払われたクルーズ料金の対価として、いかなる場合においても、これに反するいかなる法令にもかかわらず、当社が間接損害または懲罰的損害を賠償する責任を負わないことに同意するものとします。また、当社は、いかなる状況においても、いかなる種類の感情的苦痛、精神的苦痛または心理的傷害に対する損害賠償責任も負わないものとします。ただし、利用者の身体的傷害に起因する損害であること、または、利用者が直接的な身体的傷害の実際の危険にさらされた結果生じた損害であり、それについて運航者の過失と法律的因果関係があることが管轄裁判所で証明された場合を除きます。また、当該損害が運航者の故意により生じたものであることが管轄裁判所で証明された場合も除きます。
- c. 手荷物:お客様は、機内で必要なすべての身の回り品について無料運送の権利を有します。ただし、お客様は、航空会社その他の輸送業者のすべての規制、料金または条件(手荷物の重量制限を含む場合があります。)に従わなければなりません。当社は、本旅客券契約に明記されている場合を除き、お客様の生鮮品、医薬品、貴重品、金融商品、電子機器等の紛失または破損について一切責任を負いません。お客様は、航海に必要かつ適切な個人的な衣類、持ち物および贈答品のみを船舶内に持ち込むことができます。

手荷物には、お客様のお名前、船名、客室番号および出航日を明記してください。お客様は、追加料金なしで 1 立方メートル (35.3 立方フィート) の手荷物を持ち込むことができます。客室に持ち込む手荷物は、ベッドの下または客室に備え付けの収納スペースに収まるものでなければなりません。各クルーズの旅程について、後述する手荷物に関する責任制限および規制をご参照ください。

d. 貴重品および身の回り品:現金、譲渡可能証券、金、銀、宝石、装飾品、貴石、美術品その他の貴重品が、同意された保管目的のために受領証と引き換えに当社に預託された場合を除き、当社はいかなる場合においても、その紛失または損害について責任を負わないものとします。このような預託があった場合、その損失または損害に対する当社の責任は、EU 加盟国の港で乗船または下船するオーシャンクルーズツアーでは3,375 SDR(約4,700 米ドル)、その他のクルーズでは1,200 SDR(約1,680 米ドル)を上限とします。SDR は国際的に認知された貨幣価値であり、その価値は国際通貨基金(www.imf.org)が公表する日々の為替レートによって変動します。いかなる場合においても、当社は、これらの金額よりも価値の高い物品を保

管することに同意しないものとします。いかなる場合においても、電子機器、コンピューター(ラップトップ型であるか否かを問いません。)、DVD プレーヤー、デジタルもしくはフラッシュドライブのコンピューター機器、ディスク、メモリーカードもしくはその他の電子記憶装置、携帯型もしくは類似の機器、携帯電話、カメラ、ビデオもしくはオーディオテープ、CD、双眼鏡、レクリエーション機器、歯科用機器、化粧品、電気毛髪器具、眼鏡(眼鏡、サングラスおよびコンタクトレンズを含みます。)、酒類その他のアルコール飲料、タバコ、タバコ製品、またはビジネス文書その他の文書の紛失または破損について、手荷物内に持ち込むか否かを問わず、当社は責任を負わないものとします。

独立請負業者によるサービス、寄港地観光:旅行施設、寄港地観光 (エクスカーション)、航 空便、地上交通機関その他の独立請負業者の適合性については、明示または黙示を問わず、い かなる表明も行いません。当社は、通知の有無にかかわらず、独立請負業者によって提供された 宿泊施設、運搬、サービス、施設、設備、共同運送その他の車両もしくは大型船に関連して、ま たはそれらの行為から生じ、もしくは寄港地観光中に生じた、遅延、出発もしくは到着の遅延、 乗り継ぎの不備、人または物に対する損失、死亡、損害もしくは傷害、事故、機器の故障、失敗、 またはあらゆる性質の過失もしくは故意による行為、またはそれによって生じた追加費用につ いて、その全部または一部を問わず一切責任を負いません。お客様のクルーズツアーに参加する 様々な独立請負業者は、お客様との間で独自の別個の契約を締結する場合がありますが、それに かかわらず、お客様はそれらの独立請負業者のサービスおよび施設を利用するリスクを負担する ものとします。当社は、独立請負業者によって提供される寄港地観光やツアーの発券または販売 から手数料を徴収し、利益を得る権利を有しますが、当社は彼らの行動を監督または管理するも のではなく、明示または黙示を問わず、彼らの適性についていかなる表明も行いません。医師ま たは看護師に求めるサービス、すべての船内売店、すべての寄港地観光/ツアーチケット、すべ てのクルーズ前後の航空便、または船舶およびそのテンダー以外の交通機関の手配については、 当社はお客様の便宜のためにのみこれを行います。これらのサービスを利用するかしないかはお 客様の自由であり、当社はその履行を保証するものではありません。

f. 追加の責任制限:

オーシャンクルーズツアー(EU 加盟国港): EU 加盟国の港で乗船または下船するオーシャンクルーズツアーにおいて、お客様またはお客様のご一行の他の乗客が被った死亡、負傷、疾病、損害、遅延その他あらゆる種類の人的または物的損失に対する運航者としての当社の責任は、第一に、EU 規則 392/2009 に準拠するものとします。損失または損害が船舶事故(規則により、船舶の難破、転覆、衝突、座礁、船舶の爆発、火災または船舶の欠陥を意味するものと定義されます。)によって引き起こされた場合を除き、その事故が運航者の過失または怠慢の結果であることを旅客が証明した場合、運航者の責任は旅客 1 名につき 400,000 SDR(約 552,000 米ドル)以下に制限されます。SDR は国際的に認知された貨幣価値であり、その価値は国際通貨基金(www.imf.org)が公表する日々の為替レートによって変動します。損失または損害が船舶事故によって引き起こされた場合、運航者の責任は、旅客 1 名につき 250,000 SDR(約 345,000 米ドル)以下に制限されます。船舶事故による損失に対する補償は、運航者の過失または怠慢なしに船舶事故が発生したことを運航者が証明しない限り、旅客 1 名につき最大で 400,000 SDR(約 552,000 米ドル)まで引き上げられます。船舶事故には、戦争、敵対行為、内乱、暴動、自然災害、および第三者の故意による作為または不作為は含まれません。損失または損害が戦争またはテロリズムに関連して発生した場合、人身傷害または死亡に対する運航者の賠償責任

(船舶事故または船舶事故以外の事故のいずれで発生したかを問いません。) は、旅客 1 名につき 250,000 SDR (約 345,000 米ドル) または 1 事故について船舶 1 隻につき 340,000,000 SDR の、いずれか低い方の額に制限されます。懲罰的損害賠償は、EU 規則 392/2009 の対象となるクルーズには適用されません。 EU 規則 392/2009 のコピーは「https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CEL

EX%3A32009R0392&from=EN」で入手できます。さらに、運航者としての当社の責任は、抵触法の規定にかかわらず、本旅客券契約の準拠法であるスイス連邦の法定海事および一般法

(The Statutory Maritime and General Law of Switzerland) に規定されたその他の更なる責任制限に準拠します。お客様は、手荷物または個人の所有物の紛失または損害に対する運航者の責任は、いかなる状況においても、EU 規則 392/2009 の規定および金額に制限されることに同意するものとします。客室手荷物の紛失または損害に対する運航者の責任は、旅客 1 名につき 2,250 SDR(約 3,100 米ドル)を超えません。また、その他の手荷物の紛失または損害に対する運航者の責任は、旅客 1 名につき 3,375 SDR(約 4,700 米ドル)を超えません。

オーシャンクルーズツアー (EU 加盟国以外の港): EU 加盟国の港で乗船または下船しないオ ーシャンクルーズツアー(遠征ツアーを含みます。)において、お客様またはお客様のご一行の 他の乗客が被った死亡、負傷、疾病、損害、遅延その他あらゆる種類の人的または物的損失に対 する運航者としての当社の責任は、第一に、1974年の旅客およびその手荷物の海上運送に関す るアテネ条約、およびスイス連邦が採択した 1976 年の旅客およびその手荷物の海上運送に関 する条約議定書に準拠するものとします。アテネ条約と 1976 年議定書は、旅客の死亡または 人身傷害に対する運航者の責任を 46,666 SDR(約 65,000 米ドル)以下に制限しています。 SDR は国際的に認められた貨幣価値であり、その価値は「www.imf.org」で確認しうる日々 の為替レートによって変動します。さらに、運航者としての当社の責任は、抵触法の規定にかか わらず、本旅客券契約の準拠法であるスイス連邦の法定海事および一般法(The Statutory Maritime and General Law of Switzerland) に規定されたその他の更なる責任制限に準 拠します。手荷物または個人の所有物の損失または損害に対する運航者の責任は、いかなる状 況においても、アテネ条約および 1976 年議定書の規定および金額に限定されることに、お客様 は同意するものとします:客室手荷物 1,800 SDR (約 2,500 米ドル);遅延 10,000 SDR (約 14,000 米ドル); その他の手荷物 2,700 SDR (約3,800 米ドル)。アテネ条約および 1976 年 議定書のコピーは、書面による要請があれば運航者より提供されます。

リバークルーズツアー:リバークルーズツアーにおいて、運航者は、1974 年の旅客およびその手 荷物の海上運送に関するアテネ条約およびスイス連邦が採択した 1976 年の旅客およびその手荷物の海上運送に関する条約議定書に規定されている、責任の制限または免責の適用を受ける権利を常に有し、その利益を受けるものとします。アテネ条約と 1976 年議定書は、旅客の死亡または人身傷害に対する運航者の責任を 46,666 SDR (約 65,000 米ドル)以下に制限しています。 SDR は国際的に認められた貨幣価値であり、その価値は「www.imf.org」で確認しうる日々の為替レートによって変動します。さらに、アテネ条約に規定されているすべての責任制限および免除に加え、運航者は、スイス連邦が採択した内陸航行船舶の所有者の責任制限に関するストラスブール条約(「CLNI 1988」)に基づく責任制限または免除の利益を受けるものとします。 CLNIは、当社の責任を、60,000 SDR (約 83,000 米ドル)に当該船舶の証明書に基づき運送が許可される旅客数を乗じた金額に制限しており、当該制限額はいかなる場合におい

ても、1 つの事象から当社に対して生じるすべての請求の総額について、12,000,000 SDR を超えないものとされています。最後に、法律の選択として、1976 年の海事請求の責任の制限に関する国際条約(「LLMC」)が適用されるものとし、運航者としての当社の責任は、LLMC に記載のとおり制限されます。;すなわち、60,000 SDR(約83,000 米ドル)に、当該船舶がその証明書に従って乗せることのできる乗客数を掛けた金額であり、;いかなる場合にも、運航者に対して個別の機会に生じたすべての請求の合計が25,000,000 SDR を超えないものとし、;内陸航行船舶で被った損害に関しては、720,000 SDR を下回らず、または、(a)認可旅客輸送能力が100 人以下の船舶については3,000,000 SDR を、(b)認可旅客輸送能力が180 人以下の船舶については12,000,000 SDR をそれぞれ超えないものとします。アテネ条約および1976 年議定書、CLNIならびにLLMCのコピーは、書面による要請があれば運航者より提供されます。

請求および訴訟の期限、権利喪失:法律で認められている範囲において、以下の期限および権利 喪失に関する規定は、運航者に対するすべての請求および訴訟に適用され、当社の権限を有する 取締役のいずれか1名の書面による明示的な同意がある場合を除き、放棄することはできませ ん。人身傷害、疾病または死亡に関する請求:旅客の人身傷害、疾病または死亡を理由とするい かなる訴訟も、当該旅客の人身傷害、疾病または死亡が生じた日から6ヶ月以内に、そのすべ ての詳細が記載された請求に関する書面による通知が運航者に到達しない限り、運航者に対し て提起することはできず、当該訴訟を行う権利は喪失されるものとします。;また、いかなる場 合においても、人身傷害、疾病または死亡に関する運航者に対する訴訟は、旅客の当該人身傷害、 疾病または死亡が発生した日から1年以内に、第16条で指定された法廷地において訴訟が開 始されない限り提起することはできず、かかる訴訟に関する権利はすべて喪失されるものとし ます。

その他のすべての請求:人身傷害、疾病または死亡以外の、クルーズ、クルーズツアーまたは本 旅客券契約に直接的または間接的に関連しまたは起因するいかなる請求についても、当該請求に関連するクルーズツアーの終了後 30 日以内に、当該請求のすべての詳細が記載された書面による通知が運航者に到達しない限り、運航者に対して訴訟を提起することはできず、当該訴訟を行う権利は喪失されるものとします。; また、いかなる場合にも、人身傷害、疾病または死亡を除くいかなる請求に関しても、当該請求に関連するクルーズツアーの終了後 6 ヶ月以内に、第 16 条で指定された法廷地において訴訟が開始されない限り、運航者に対して訴訟を提起することはできず、そのような訴訟を行う権利はすべて喪失されるものとします。

16. 法律および法廷地の選択:お客様は、第 15 条に別段の定めがある場合を除き、クルーズ、クルーズ、ツアーまたは本旅客券契約に直接的または間接的に関連しまたは起因するいかなる紛争も、スイス連邦の法定海事および一般法(The Statutory Maritime and General Law of Switzerland)に従って専属的に決定されることに同意するものとします。さらに、本項に記載されているすべての紛争は、もし争われるとしても、他の国、州、都市、自治体、郡または地域の裁判所を除外して、バーゼルシュタット州の民事裁判所(Zivilgericht Basel-Stadt)で争われることに同意するものとします。お客様は管轄権に同意し、そのような訴訟がそれらの裁判所で提起された場合に行使しうるあらゆる異議を放棄するものとします。お客様は、本項における法の選択および法廷地選択の規定が、運航者が当事者となる紛争だけでなく、第三者受益者(上記第 3 条で定義します。)が当事者となる訴訟にも適用されることに同意するものとします。

- 17. **集団訴訟の放棄:**本旅客券契約は、集団訴訟または代表訴訟ではなく、お客様自身のための個人的な法的措置による紛争の排他的解決を規定しています。適用法令に別段の定めがある場合であっても、お客様は、運航者に対するいかなる訴訟も、いかなる集団の一員としてでも、集団訴訟または代表訴訟の一部としてでもなく、お客様個人によって行われることに同意するとともに、集団訴訟に参加する権利をお客様に与えるいかなる法律も放棄することに明示的に同意するものとします。
- 18. **対物訴訟の放棄:**海事不法行為の場合、利用者は、担保を目的として船舶またはその付属物を差し押さえるための対物訴訟手続、または管轄権を確立するために運航者の船舶を差し押さえるための準対物訴訟手続を行う権利を有する場合があります。お客様はここに、担保または管轄権を得る目的で、運航者の船舶を差押えるための対物訴訟手続または準対物訴訟手続に対して有する可能性のあるすべての権利を放棄するものとし、仮に運航者に対する請求を行う場合は、運航者の信用のみに依拠するものとします。
- 19. **第三者提供者:** 運航者である当社は、売店業者その他の第三者がお客様に提供するサービスまたは 販売品について責任を負いません。お客様が要求または購入した当該サービスまたは物品の料金は、 お客様が単独で負担するものとします。
- 20. 旅客の留置、医療移送、無許可の途中寄港または下船:検疫、港湾規制、病気その他の原因により、お客様が船内またはその他の場所で留置された場合、かかる留置に関連して発生したすべての費用は、適用法令に別段の定めがない限り、お客様のみが負担するものとします。運航者の過失によらず、理由のいかんを問わず、お客様が最終目的地を越えて船舶に乗船する場合、お客様は追加費用を支払うものとします。万が一、船長の独自の判断により医療上の理由でお客様を移送する必要が生じた場合、その費用はお客様の負担とします。無許可の途中寄港、下船またはいずれかの港での出航の不履行は、お客様の責任と費用負担となり、お客様はその後の乗船を拒否される場合があり、お客様はいかなる種類の返金、支払、補償またはクレジットも受ける権利を有しません。ある国から出発し、その国の他の港に寄港する往復クルーズの場合、お客様はその国の乗船港以外の港を訪問することはできますが、恒久的に下船することはできないことを了承するものとします。その国の別の港で下船した場合、その国の政府から罰金または違約金が課される場合があります。支払われた料金の対価として、お客様はクルーズの全行程を完了できなかったために課される罰金または違約金を支払うことに同意するものとします。
- 21. **動物:**ペットその他の動物は、障害のある旅客が必要とする特定の介助用動物を除き、船舶に乗船することはできません。ただし、この介助用動物が乗船するためには、クルーズの予約時に当社または当社の代理店に書面で通知し、当社の書面による承認を得る必要があります。乗船を許可される介助用動物とは、盲導犬、信号犬または障害を持つ個人のために働きまたは作業を行うために個別に訓練されたその他の動物を指します。感情支援動物は介助用動物には当たりません。介助用動物の行動が安全に対する基本的または直接的な脅威となる場合、お客様と介助用動物は乗船を拒否され、またはお客様の費用負担で船から退去させられることがあります。介助用動物が家畜として飼育されていない場合、または介助用動物が使用者の管理下になく、使用者が管理するための効果的な行動をとらない場合、当社は介助用動物の運搬または下船を拒否することがあります。お客様は、クル

ーズに持ち込まれた介助用動物の存在に関連する損失または損害について責任を負い、運航者に対して費用償還または補償を行うことに同意します。お客様はさらに、介助用動物に関する書類その他の要件を決定し、これを満たすことに同意するものとします。

- **22. 共同海損:**お客様は、お客様が船舶に持ち込んだ財産に関して、共同海損分担額を支払う義務を負わず、またこれを受け取る権利も有しません。
- 23. **支払/認証/SMS 同意:**船舶で提供されるサービスおよび商品の料金はすべて、お客様が船舶から下船する前に現金で決済するか、(当社が認めるクレジットカードに)請求される必要があります。お客様が負担し、またはお客様のために当社が負担したその他の費用は、要求に応じてお客様が支払うものとします。

強固な顧客認証(「SCA」):SCA は EU 指令 2015/2366 の要件です。お客様はカード所有者として、SCA により、2 段階の認証プロセスを使用して特定の支払を認証することを求められる場合があります。加盟店により開始される取引(「MIT」)は SCA を必要としない場合があります。クルーズ中に発生する可能性のある費用は、MIT(「その他の費用」)として処理される場合があります。その他の費用を MIT として処理するためには、(a)MIT の取り決めに対するお客様の最初の同意、および(b) お客様の支払カードの最初の認証が必要となる場合があります。お客様が支払カードの認証に同意した時点で、お客様は MIT の取り決めに同意し、実行したことになります。

お客様は、クルーズやツアーの予約またはその他のサービスや提供物に関連して電話番号を提供することにより、当該クルーズ、ツアー、サービスまたは提供物に関連する情報や最新情報が記載された自動テキストメッセージを、当該電話番号宛てに受信することに同意するものとします。

- 24. **同伴者:** お客様は、本旅客券契約に記載されたまたは本旅客券契約に基づいて旅行するすべての旅客によって、本旅客券契約に含まれるすべての条件、制約および例外に同意する正当な権限を与えられており、またはそれらの旅客の代理人として当該権限を有していること、ならびに本旅客券契約を受諾または使用することにより、当該旅客またはその一人一人が本旅客券契約に署名した場合と同一の効力をもって、本旅客券契約が当該旅客を拘束することに同意することを誓約し、保証するものとします。お客様は、彼または彼女らが目的地の港に上陸できるよう、また一般的に当該港が所在する国の法律を遵守できるよう、必要とされる適切な措置(すべての必要書類の提出を含みます。)を講じなければなりません。お客様は、本旅客券契約に基づき旅行する旅客が本旅客券契約の条件を知らなかったと主張し、当社に対して行ったいかなる請求についても、当社に補償し、当社を防御することに同意します。
- 25. **旅客券契約の不使用:**当社は、適用法令に別段の定めのある場合を除き、お客様が本旅客券契約を 指定された日時における船舶もしくは他の代替船舶もしくは陸路の手配に使用しなかった場合、本 旅客券契約を紛失もしくは遺失した場合、またはお客様が本旅客券契約を同契約に記載された航海 の一部にのみ使用した場合には、お客様の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、いかなる払戻しま たは補償の責任も負うことなく、本旅客券契約を解除する権利を留保します。

- 26. **オーバーブッキング:** お客様は、当社が旅客の乗船予約を受入可能数を超えて受け付ける(オーバーブックする)権利を保持することに同意します。本旅客券契約において言及されている旅客の宿泊施設がオーバーブッキングとなった場合、または船舶がオーバーブッキングであると当社が判断した場合、当社は、当社の裁量で、いかなる旅客に対しても乗船を拒否し、さらに当社の裁量で、支払われた全額を払い戻すか、または別のクルーズを代替案として提供することができます。
- 27. **肖像の使用および表示:**お客様は、本旅客券契約により、運航者およびその代理人に対し、取引、広告、販売、宣伝またはその他の目的のために、お客様の写真、ビデオその他の視覚的または音声的な肖像(以下、総称して「肖像」といいます。)を、その性質を問わず、お客様に対価を支払うことなく、あらゆる画像媒体に含める権利を付与するものとし、そのすべての権利、権原および利益(そのすべての世界的な著作権を含みます。)は、お客様またはお客様から権利もしくは利益を得る者によるいかなる請求からも解放され、運航者およびその代理人のみの財産となります。お客様はここに、かかる肖像に関するすべての権利、権原および利益を、取消し不能な形で運航者およびその代理人に譲渡するものとします。

当社の書面による明示的な事前の同意がない限り、お客様は、(i)お客様もしくは他の旅客と乗組員もしくは船舶との組み合わせ、または(ii)船舶、そのデザインもしくは設備もしくはその一部を描写したいかなる肖像も、商業目的、メディア放送その他の私的使用以外の目的で使用、投稿、共有またはアップロードしないことに明示的に同意するものとします。疑義を避けるため付言すると、お客様は、お客様または他の旅客と乗組員または船舶とを組み合わせた肖像を、私的な非商用目的で使用することができます。

- **28. プライバシーポリシー:** 予告なしに随時更新されることがあるプライバシーポリシーのコピーは、旅行代理店からお客様に提供されます。
- 29. **修正および変更**:本旅客券契約の修正または変更が合理的に必要とされる場合には、それらの修正 または変更は、ここに記載されているとおり当社によって追加されることがあり、かつ本旅客券契 約の強制力のある一部とみなされます。
- 30. **その他:**本旅客券契約は、お客様と運航者との間の完全な了解および合意を構成するものであり、お客様と運航者との間の口頭、黙示、書面その他の事前の表明または合意に優先します。本旅客券契約のいずれかの条項または規定の違法性または無効性は、他のいかなる条項もしくは規定にも影響を与えず、またはそれらを無効にするものではなく、かかる違法性または無効性は、影響を受ける本旅客券契約のいずれかの条項または規定を、かかる違法性または無効性の範囲内においてのみ無効にするものとします。本旅客券契約に定めるすべての表題または見出しは、便宜上のものであり、別段の意味または効力を有しません。

31. キャリア情報:

オーシャンクルーズ船

特に断りのない限り、すべてのオーシャンクルーズ船はノルウェーで登録されています。ヴァイキング・スターとヴァイキング・スカイの運航者は「Viking Ocean Cruises Ltd」であり、ヴァイキング・シー、ヴァイキング・オリオン、ヴァイキング・ジュピター、ヴァイキング・ヴィーナス、ヴァイキング・マーズ、ヴァイキング・ネプチューン、ヴァイキング・サターン、ヴァイキング・ヴェラおよびヴァイキング・ヴェスタの運航者は「Viking Ocean Cruises II Ltd」です。両運航者ともバミューダ諸島の会社であり、スイス連邦のバーゼルに運航事務所があります。

ヴァイキング・イー・ダン(Zhao Shang Yi Dun)は中華人民共和国で登録されています。同船の 運航者は、中華人民共和国の法律に基づき設立されて同国の法律に基づき存在する「China Merchants Viking Cruises Ltd」です。Viking Ocean Cruises II Ltd はスイス連邦のバーゼルに 運航事務所を持つバミューダ企業であり、その関連会社が China Merchants Viking Cruises Ltd の株主です。China Merchants Viking Cruises Ltd および Viking Ocean Cruises II Ltd は、本旅客券契約において、それぞれ運航者となります。

リバークルーズ船

特に断りのない限り、すべてのリバークルーズ船はスイス連邦で登録されており、運航者はスイス連邦のバーゼルに本社を置くスイス企業である「Viking River Cruises AG」です。ヴァイキング・フォルセティ、ヴァイキング・ブリ、ヴァイキング・ヘイムダル、ヴァイキング・デリング、ヴァイキング・フィョルギン、ヴァイキング・カリ、ヴァイキング・スカガおよびヴァイキング・ラドグリッドの運航者は「Viking Cruises S.A.」で、スイス連邦のバーゼルに運航事務所を置くフランス企業です。

ヴァイキング・ヘミング、ヴァイキング・トルギル、ヴァイキング・オスフリッドおよびヴァイキング・ヘルグリムはポルトガルで登録されており、運航会社はポルトガル共和国のポルトに本社を置く、ポルトガル企業の「Viking Cruises Portugal, S.A.」です。

ヴァイキング・ルリック、ヴァイキング・トルヴォワ、ヴァイキング・イングヴァル、ヴァイキング・ヘルギおよびヴァイキング・アクンはロシア連邦で登録されており、運航者はロシア連邦のサンクトペテルブルグに本社を置く、ロシア企業の「OOO "Passenger Fleet" LLC」です。

ヴァイキング・ラー、ヴァイキング・オシリス、ヴァイキング・アトンおよび MS アンタレスは、エジプト・アラブ共和国で登録されています。ヴァイキング・ラーの運航者は「Sherry Nile Cruises Company for Touristic Floating Hotels (S.A.E.)」、MS アンタレスの運航者は「Viking River Cruises Egypt for Floating Hotels (S.A.E.)」、ヴァイキング・オシリスの運航者は「Viking Osiris Nile Cruises JSC」、ヴァイキング・アトンの運航者は「Viking Aton Nile Cruises LLC」で、いずれもエジプト・アラブ共和国のカイロに本社を置くエジプト企業です。

バイキング・シネウスはウクライナで登録されており、運航者はウクライナのキエフに本社を置くウクライナ企業の「Viking Ukraine Ltd」です。

ヴァイキング・サイゴンおよびヴァイキング・トンレはベトナム社会主義共和国で登録されており、

運航者はスイス連邦のバーゼルに運航事務所を置くバミューダ企業の「Viking River Tours Ltd」です。

* 運航者の情報は変更される場合があります。各船の船籍および運航者の最新情報は、旅行代理店でご確認ください。

32. 航空運送に関する条件:

国際線旅客に対する責任制限に関する助言:出発国以外の国が最終目的地または寄航地となる旅に出発する旅客は、国際条約(ワルソー条約、1999 年モントリオール条約その他の条約)の規定、および運航者独自の運送条件または料金表規定が、出発国内および目的国内の全旅程に適用される可能性があることをご承知ください。適用される条約は、旅客の死亡または人身傷害、手荷物の破壊・紛失・破損、ならびに旅客および手荷物の遅延に対する運航者の旅客に対する責任を規定し、制限する場合があります。通常、民間会社の保険に加入することで、さらなる保護を得ることができます。このような保険は、国際条約に基づく運航者の責任制限に影響されません。詳細については、航空会社または保険会社の担当者にご相談ください。